



4 相南協発第 8 8 号
令和 4 年 1 月 1 7 日

(公社) 宅建協会 相模南支部
会 員 各 位

(公社) 宅建協会 相模南支部
支 部 長 松元 定示
研修相談委員長 細谷 輝
[印章省略]

相談事業に関する研修会の開催について

拝啓 初冬の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、不動産関係のトラブルを未然に防ぐとともに安心・安全な取引の実現を目的として、本部の中央無料相談所のほか、各所相談所で会員の皆様をはじめ、消費者の方々からの相談にお応えしています。

コロナ前に例年開催していた相談事業に関する研修会を 3 年ぶりに当支部顧問司法書士と弁護士に来会願ひ下記の通り開催致します。

昨年デジタル化法の施行に伴い本年 5 月に宅建業法も改正され、重説や 3 7 条書面等は電磁的方法での提供が可能となることから、その概要や実務における注意事項を当支部顧問弁護士の伊藤信吾先生にご講義いただき、当支部顧問司法書士の井口学先生には、令和 6 年 4 月 1 日より義務化となる相続登記について、その内容や今からすべき対策、それに関連する法律にも触れてご講義いただく研修会となっておりますので、是非ご参加下さいますようご案内致します。

また、研修会終了後に伊藤弁護士と井口司法書士を囲んで懇親会を開催しますのであわせてご参加をお願い申し上げます。

なお、この研修会は、本会の目的である宅地建物の流通の円滑化を図り、以て公共の福祉の増進に寄与するためのテーマとして実施します。 敬具

記

日 時： 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 (金) 午後 2 時～4 時 3 0 分

場 所： ユニコムプラザさがみはら セミナールーム 2
相模原市南区相模大野 3-3-2 bono 相模大野サウスモール 3 階

内 容： 1. デジタル化法による宅建業法の改正について (講師：伊藤信吾 弁護士)

2. 相続登記の義務化について (講師：井口 学 司法書士)

※事前質問を受け付けます。質問される方は 1 2 月 9 日(金)までに事務局にご提出ください。
(フリーフォーマット)

※懇親会の場所は参加者に追ってご連絡いたします。(相模大野駅周辺、会費：2,500 円)
但し、コロナの感染状況によっては懇親会が中止となる可能性もありますのでご了承下さい。

参加ご希望の方は下記にご記入の上、1 2 月 9 日(金)までに F A X 又は e-mail でお申込み下さい。
事務局 FAX：0 4 2 - 7 4 9 - 1 9 6 5 e-mail：shibu@takken-sagami.or.jp

貴社名	参加者氏名	(研修会終了後の)懇親会	
		出席	欠席